

民事訴訟における証拠及び情報収集の拡充・損害賠償制度の改革について

※これまでの背景

司法制度改革審議会意見書（2001年）内の民事司法改革に関する提言

①審理の充実・迅速化のための**早期の証拠収集手続の拡充**

②**損害賠償額が低い**現状に対応するための制度の改革

日弁連に
おける対応

- ・文書提出命令及び当事者照会制度について改正を提言（2014年2月）
- ・民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会情報・証拠収集WGでも最高裁・法務省と協議

- ・「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」（2011年）を総会で採択
- ・その後、シンポ等で損害賠償制度の改革について提言してきた。

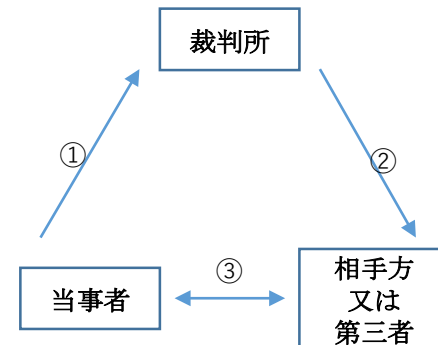
1 民事訴訟における証拠及び情報収集の拡充

早期開示命令制度

<制度の内容>

- ・当事者は訴訟関係の明確化、争点及び証拠整理のために、相手方又は第三者に対し文書その他の物件の**開示を命じるよう裁判所に申立て（①）**をする。
- ・裁判所は申立てを受けて、文書等を相手方又は第三者に**開示命令（②）**を出すことができる。
- ・裁判所は対象文書等の範囲や探索に要する費用負担、秘密保護措置については**当事者間で協議するよう命ずる（③）**ことができる。
- ・開示命令に従わない場合は過料制裁を課すこともできる。

<イメージ図>



2 損害賠償制度の改革

慰謝料額の適正化

< 必要な理由 >

- ・精神的損害（セクハラ・パワハラ等、DV・ストーカー被害、いじめ・虐待等）に関する慰謝料額が低すぎる

※日弁連実施の代理人アンケート
精神的損害の裁判所の認容額への評価の回答「想定より低い」
→47.8%（最多）

< 求める内容 >

- ・裁判所が損害賠償額を定める際に考慮要素を明記する（民法第710条新設第2項）

- ①侵害行為の態様
- ②故意又は重大な過失の有無
- ③侵害された権利又は法律上保護される利益の性質
- ④当事者の関係

→裁判例で認められている主要な考慮要素を明文化することで、裁判所に適正な損害賠償額を算定することを促す。

違法収益移転制度

< 必要な理由 >

- ・低額な賠償額では侵害行為を抑止できないため。

※なお、想定している事例は以下のような例。

- ・被害者の名誉を毀損する内容を含む記事を掲載した書籍を販売して加害者が収益を得た場合
- ・被害者の所有する不動産を不法に占有しその賃貸収益を加害者が得た場合

< 求める内容 >

- ・加害者が違法行為で収益を得ている場合には、裁判所がその収益の全額又は一部を含めて損害賠償額を定めることができる。

（新設民法第709条の2）

- ・損害賠償額の認定のための被害者の立証負担を軽減するために、①権利侵害の証明と②予想される収益額を主張・疎明し（収益額が主張額よりも低い又は存在しないことの立証責任は加害者側が負う）、その上で裁判所が賠償額を判断する。

早期開示命令制度新設の立法提案

2022年（令和4年）7月15日

日本弁護士連合会

当連合会は、情報及び証拠の収集手段の拡充のため、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）に以下の内容の早期開示命令制度を新設することを提言する。

第1 改正提案

1 早期開示命令制度

次の(1)ないし(6)を内容とする早期開示命令の制度を導入する。

(1) 当事者は、訴訟関係を明瞭にするため又は争点及び証拠の整理を行うため必要があるときは、相手方又は第三者に対し当事者の主張と相当の関係を有する文書その他の物件（以下「物件」という。）を申立人へ開示することを裁判所に申し立てることができる。

(2) 裁判所は、前項の申立てがあったときは相手方又は第三者に対し、当該物件を申立人へ開示することを命ずることができる。

ただし、相手方又は第三者が(1)により開示を求められた物件を所持しないとき又は当該物件が法220条4号イないしホ（ただし同号ニ及びホについては第2の4(14)参照）に該当するときは、この限りでない。

(3) 裁判所は、前項の開示命令に先立って、当該申立てに係る物件の範囲、物件の探索に要する費用負担、秘密保護のための措置等について、当事者間で協議を行うことを命じることができる。裁判所は、(1)の申立ての相手方が第三者である場合には、本項の協議に当該第三者の参加を求めることができる。裁判所は、必要と認めるときは、本項の協議を主宰する。

(4) 裁判所は、(2)に基づく開示の期間を定めることができる。

(5) 当事者又は第三者が(2)の早期開示命令に従わないときは、裁判所は、申立てにより、決定で、過料に処する。この決定に対しては即時抗告をすることができる。

(6) 法223条（文書提出命令等）2項ないし6項の規定は、早期開示命令について準用する。

2 関連する改正

本改正提案は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）1条を勘案の

上、同法2条に定める行政事件訴訟にも適用されるものであることについて疑義が生じないように、必要な措置を講ずるものとする。

本改正提案を人事訴訟（人事訴訟法（平成15年法律第109号）2条）及び家事事件（家事事件手続法（平成23年法律第52号）1条）に適用するかどうかについては、引き続き検討を行う。

第2 提案の理由

1 民事訴訟法改正要綱試案

当連合会は、2012年（平成24年）2月16日「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」（以下「日弁連試案」という。）を公表し、証拠等収集手段の改正に関する法改正の立法提言を行っている。その提言の主な内容は以下のとおりである。

(1) 文書提出義務（法220条）関係

- ① 提出義務除外事由の存在の立証責任が文書所持者側にあることの明確化（法220条4号柱書の改正）
- ② 利益文書及び法律関係文書（法220条3号）の削除
- ③ 自己利用文書（法220条4号ニ）の除外事由からの削除
- ④ 刑事関係文書（法220条4号ホ）の除外事由からの削除
- ⑤ 個人の重大な秘密を理由とする除外事由の新設
- ⑥ 弁護士等と依頼者間の協議に関する証言拒絶権の規定、文書提出義務除外事由の明確化

(2) 文書特定のための手続（法222条）関係

- ① 特定手続の要件から「著しく」を削除
- ② 文書の表示・趣旨を明らかにするよう命じることができるものとする
と
- ③ 特定命令に従わなかった場合には識別可能な文書について提出を命ずることができるものとする

(3) 秘密保持命令制度の新設

(4) 当事者照会制度（法163条）関係

- ① 相手方が所持する文書の表示・趣旨の照会ができることの明確化
- ② 文書の写しの送付ができることの規定
- ③ 回答義務明記、拒絶する場合の理由通知義務等
- ④ 不当な回答等拒絶がなされた場合の裁判所の回答等の促しの措置
- ⑤ 裁判所による回答等命令及び不当な回答等拒絶の場合の過料の制裁

2 現在までの検討状況

情報及び証拠の収集手段の拡充については、現在まで以下のとおり検討が進められてきた。

(1) 司法制度改革

「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」（司法制度改革審議会、2001年（平成13年）6月12日）は、民事裁判制度につき、適正・迅速かつ実効的な司法救済の視点から、民事裁判を充実・迅速化することなどを課題とし、訴えの提起前の時期を含め当事者が早期に証拠を収集するための手段を拡充すべきであるとした。

これを受けて、2003年（平成15年）の民事訴訟法改正において訴えの提起前における証拠収集等の手続を拡充するための改正がなされた（法132条の2以下。以下「提訴前証拠収集処分等」という。）。

(2) 裁判の迅速化報告書

提訴前証拠収集処分等は、現在までほとんど活用されていない。

2009年（平成21年）7月の「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第3回）」では、依頼者が十分な資料収集ができない場合があることや、訴え提起前に相手方との交渉の中で争点整理や証拠開示を行うことが少ないこと、準備が不十分なままでも訴えを提起せざるを得ない場合もあること等の事情により、訴え提起前の準備、検討が十分になされない場合があり、このような場合には、訴訟係属中に新たな事実が判明することになりやすく、判明した事実に応じて法律構成や事実の主張を変更すると、相手方の反論も変更することになるなど、争点整理が長期化することになるとの指摘がなされている（分析編6頁、7頁）。

2011年（平成23年）7月の第4回報告書では、考えられる施策の例として以下のものがあげられていた（施策編27頁、29頁）。

- 提訴前の証拠収集処分の見直し
- 当事者照会制度の見直し
- 文書提出義務の拡大等
- 当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）の導入や証言録取制度（デポジション）の導入
- 法廷侮辱に対する制裁の導入

(3) 現在までの検討状況¹

当連合会は、2014年（平成26年）10月から2016年（平成28年）1月までの間、最高裁判所との間で、証拠収集手段の拡充に関する民事訴訟法等の改正課題等について協議を行ってきた。

この協議も踏まえ、2018年（平成30年）7月、当連合会、法務省及び最高裁判所は、「民事訴訟における情報・証拠収集制度の拡充」などを検討課題とする民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会を設け、その下のワーキンググループにおいて具体的な検討が行われた²。

3 本改正提案の理由

(1) 早期かつ包括的情報・証拠収集制度の必要性

民事訴訟の充実・迅速化するためには、諸外国の法制度をみても、訴訟の基礎となるべき重要な事実を、①「訴訟のごく早期の段階で」、②「相当程度の包括性をもって」把握することを可能にする仕組みが不可欠である。

まず、①「訴訟のごく早期の段階」という要素は、現行の法220条以下の文書提出命令のように、争点整理手続において否認された事実についての文書提出の手段としてではなく、争点整理そのものを実効的に行う手段としての文書等収集の手段を意味する。したがって、争点整理そのものを実効的に行う手段とするためには、その実施時期は争点整理の開始以前でなければならないから、文書等収集の対象を特定の文書等に絞り込むことには限界があり、その収集の範囲はおのずから一定の包括性をもたざるを得ない。

次に、②の「相当程度の包括性をもって」は、適切な事案把握と真実発見のためには、当事者が、事前に確知していない情報及び証拠、あるいは事前に知りようのない情報及び証拠にアクセスできることが必要である。そして、それを可能にするためには、文書等収集の対象を包括的なものとするにより、そうした情報及び証拠に辿り着くための契機がもたらされる必要がある。しかし、そもそも訴訟のごく早期の段階では、現行の法220条以下の文書提出命令が想定しているような程度まで必要な情報や証拠が絞り込まれてはいないので、論理必然的に訴訟のごく早期の段階での文書等収集の範

¹ 研究者を中心とする民事訴訟法改正研究会の改正提案（三木浩一・山本和彦編『ジュリスト増刊 民事訴訟法の改正課題』（有斐閣、2012年））においても、早期開示制度などの改正提案がなされている。また、2013年（平成25年）10月30日の「民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書」においても証拠法の改革が提言されている。

² 民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会情報・証拠収集WG「民事訴訟法制に関する検討事項について」（令和4年3月25日）。

囲は、ある程度の包括性をもつことが不可避となる。

この点、現行法には、早期の包括的な情報・証拠収集制度は存在しない。これに類する情報収集制度としては、当事者照会（法163条）、提訴前証拠収集制度（法132条の2以下）が存在するが、当事者照会は裁判所の関与がないために、またいずれも強制力が十分でない等の理由により、早期かつ包括的な情報・証拠収集制度としては実効的な制度になっていない。

したがって、既に当連合会は、日弁連試案において、現行の文書提出命令についての改正提案を公表しているところであるが、これとは異なる制度として、裁判の充実・迅速化のために情報・証拠収集拡充の制度を導入する必要がある。

そこで訴訟の基礎となるべき重要な事実を、「訴訟のごく早期の段階で」、「相当程度の包括性をもって」把握することを可能にする仕組みとして第1の改正提案を提言するものである³。

(2) 日弁連試案における当事者照会との関係

訴訟の基礎となるべき重要な事実を、「訴訟のごく早期の段階で」、「相当程度の包括性をもって」把握することを可能にする仕組みとしては、現行の当事者照会をより実効性がある制度に改正することも考えられ、日弁連試案における当事者照会制度の実効性を向上させるための改正もそのための方策の一つである。

本改正提案は、当事者主導の当事者照会制度の改正とは別に、裁判所が直接的に関与する制度であり、早期かつ包括的な情報収集のための制度の選択肢を拡げるものである。

(3) 現行文書提出命令との関係

本改正提案と文書提出命令制度（法220条以下）との関係は、以下のと

³ 本改正提案はドイツ民事訴訟法（以下「ドイツ民訴法」という。）142条の文書提出命令を参考にしたものである。

【参考】ドイツ民事訴訟法第142条（文書提出命令）

① 裁判所は、当事者又は第三者に対し、これらの者が所持する文書及びその他の書面であって、当事者が引用したものを提出するよう命ずることができる。裁判所は、そのための期間を定め、かつ、裁判所が定めた期間内は提出された書面を裁判所事務課に留置することを命じることができる。

② 第三者は、この者に対して提出を期待することができず、又はこの者が第383条から第385条までの規定により証言拒絶権を有する限り、提出義務を負わない。第386条から第390条までの規定を準用する。

③ <省略>

おりである。

法220条以下の文書提出命令は、第二編第四章第五節の「書証」に規定され、また、法219条が書証の申出の方法の1つとして規定していることから明らかなように、書証の提出方法としての制度である。そのことに伴う重大な問題として、例えば当事者間で文書提出義務の有無について争いがあるため、文書提出命令の申立てをして裁判所の判断を得ようとした場合に、裁判所が、文書提出義務の有無についての判断をせず、証拠の必要性がないとして同申立てを却下するという事態が頻繁に生じる。このことは、文書提出命令が証拠の収集制度ではなく証拠提出制度であることに起因する。

さらに、同制度が書証の提出制度であるために、文書提出命令の申立てに対して裁判所が判断をすることなく口頭弁論を終結することが適法とされていることから、当事者は、文書提出命令の申立てに対して決定がなされるかどうか分からないまま放置され、あるいは文書提出義務の不存在を理由に申立てが却下されたのか、それとも証拠の必要性なしとして却下されたのかすら分からないままに終わるといふ、不合理な事態もしばしば生じている。

こうしたことから、書証の提出制度である現行の文書提出命令制度をいかに改革しても、裁判所の事実認定に必要な証拠としての書証等が時間的には多くは争点整理の後あるいはそれに近い段階で取調べに供されることになるにすぎず、現状においては当事者が訴訟の早期の段階で、未だ証拠となるかどうか分からないものの訴訟関係を明瞭にするため、あるいは早期に争点及び証拠の整理を行なうために必要な情報の収集ができないという本質的な問題の解決にはならない。そのために、文書提出命令制度とは別立ての、本来の意味での情報・証拠の収集制度を新たに創設することが必要であり、それに応えるための制度が本改正提案である。

このように、本改正提案は、文書提出命令制度とは別の位置付けにある、訴訟のごく早期における包括的な物件の開示命令の制度である。

(4) 運用イメージ

本改正提案が立法された場合には、訴訟当事者が相手方当事者又は第三者に物件の開示を求めるための手段として、第1次的には本改正提案の制度が使われることが想定される。その場合、物件の開示を求める当事者は、現在の法220条以下の文書提出命令の一般的な運用と同様に、まず、本改正提案の制度の存在を後ろ盾として任意開示を求めることになる。相手方当事者等は、本改正提案による開示命令が予想される物件については任意開示に応じることになる（必要に応じて任意の秘密保持契約を結ぶなどを含む。）。

他方、現在の文書提出命令の制度は、争点整理の終了後にその存在や必要性などが新たに見出された物件や裁判所の裁量権によって本改正提案の開示命令の対象にならなかった物件について使われるなど、実質的には、現在よりも用途が絞り込まれた制度へと変化していくことが考えられる。

このようにして、本改正提案に基づく実務が行われる場合には、訴訟のごく早期の段階において当該事案に関連する物件への包括的なアクセスが可能となり、効果的かつ公正な手続の進行が実現しやすくなり、事件処理の迅速化や効率化が導かれることが期待される。特に、迅速かつ適切な争点整理や進行計画の策定において、ごく早期の段階における包括的な物件の開示可能性は、大きな役割を果たすことになる。また、当事者双方が公平に事件全体の情報を包括的に把握することは、当事者の訴訟上の武器対等を実現することに帰着するため、我が国の民事訴訟の公正性を促進し、司法に対する国民の信頼を向上させることに寄与する。さらに、ごく早期の段階における包括的な物件の取得が可能になることにより、当事者双方が、それぞれに自己の立ち位置を客観的に理解することにつながり、終局判決に至ることなく、さらには、実質的な審理に至ることなく、当事者の自治的なイニシアティブによる早期の和解による解決も促進されることが期待される。

4 本改正提案に関する補足説明

(1) 条文の位置付け

条文の位置については法第二編第三章「口頭弁論及びその準備」の法151条の直後に法152条の2とすることが考えられる。その理由は、第一に、訴訟のごく早期の段階で実施されることが肝要なので、争点整理手続の前に規定を置く必要があること、第二に、早期における包括的な物件の提出命令の制度は、少なくともその一部に広義の釈明処分の要素を含むので、釈明処分の規定の後に置くことが望ましいこと、第三に、ドイツ民訴法142条も同様の位置にあること等による。

この点、本改正提案が、当事者の情報・証拠収集制度であることがより明確になるような位置付けを引き続き検討する。

(2) 提出命令の名宛人

本改正提案に基づく提出命令の名宛人は、相手方当事者のみならず、第三者を含むものとしている。これは、ドイツ民訴法142条と同じである。

第三者に対して訴訟の早期の段階で、包括的に情報等の開示義務を認めることは、第三者に大きな負担を負わせることになり正当化根拠が認められるか議論の余地がある。

しかしながら、第三者の間でも、当事者との関係には様々あり、当事者の子会社など当事者との関係が強い第三者については当事者と同視すべきとも考えられる。本改正提案では、第三者の不利益については、開示命令に先立つ協議の際に調整することを前提として、提出命令の対象に含めることとしている。

ただし、第三者の全てを含めることについてはその正当化の根拠も含めて更なる検討を行うべきである。

(3) 要件

本改正提案にかかる早期開示命令の申立ては、次の要件を満たす場合に認められる。

① 訴訟関係を明瞭にするため又は争点及び証拠の整理を行うため必要があるとき(第1の1(1))

早期開示命令の申立てが、証拠提出のための制度である法220条の文書提出命令と異なり、口頭弁論の準備として主として争点整理を目的とした制度であることから必要とされる要件である。その判断は裁判所が争点等の整理に必要かどうかではなく、申立人にとっての必要性の観点から行われることを前提としている。

② 当事者の主張と相当の関係が示された物件であること(第1の1(1))

早期開示命令の申立ては、法221条1項と異なり、物件の個別的な特定を要件としていない。これにより、訴訟のごく早い段階において、物件の個別的な特定を必ずしも必要とせず(もともと、個別的特定が可能な場合には、実務的には、「相当の関係」の説得性を増すためにも個別的特定をしていくことになる。)、カテゴリーによる特定やその他の概括的な特定によって、物件開示の申立てが可能となる。

他方、裁判所による職権探知を防ぐため、当事者により「主張」されている事実と相当の関連性を有する物件であることを必要とする。

この点、アメリカのディスカバリーでは、対象となる物件を特定することなく広範な範囲で提出を求めることができる。ただし、かつては、「事件」そのものとの関連性でよかったものが、その後の改正により、現在では、当事者の「主張」(正確に言えば、請求(claim)又は防御(defense))との関連性に範囲が絞り込まれている。また、ドイツ民訴法142条は、当事者の「引用」を要件とするが、この場合の引用は、日本法の文書提出命令における引用文書とは異なり、提出を求める側の引用でもよいとされ、実質的には、いずれかの当事者による主張に近い意味とされる。

こうしたことから、「相当の関連性」について、事件そのものと紐付けるのではなく、当事者の主張と紐付けるものとしている。

このように、「事件」ではなく、「当事者の主張」との関連性とすることで、開示を求める物件の範囲を合理的に制限することにつながる。

この場合の当事者の主張は、上記のアメリカのディスカバリー及びドイツ民訴法142条と同じく、いずれの側の当事者からの主張でもよく、物件の所持者が当該要証事実について証明責任を負うか否かは問わない。

③ 消極的要件（第1の1(2)）

当事者又は第三者が、開示を求められた物件を所持しないこと、又は当該物件が法220条4号イないしホ（ただし同号ニ及びホについては第2の4(14)で述べるとおり削除の提案をしている。）に該当することを疎明したときは、開示命令の申立ては認められない。

一般に、相手方当事者や第三者が当該物件を所持しているかどうかは、それが相手方当事者等の支配領域にある情報であるため、開示を求める当事者の側で疎明することは困難である。そこで、物件の所持について、開示を求める当事者の側に疎明責任はなく、相手方当事者等において主張責任・疎明責任を負うものとするのが妥当である。

さらに、法220条4号は提出拒絶事由を設けていることから、本改正提案においてもこれと整合性をとる必要がある。もともと、同号の除外事由としての構成では、論理的には除外事由の不存在の疎明責任が開示を求める当事者の側にあることになるので、拒絶事由としての構成とすることにより、物件の所持者の側に主張責任・疎明責任があるものとするべきである。

(4) 相当の関係

当事者の主張との関連性の程度は、「相当の関係」（第1の1(1)）でなければならない。ここにいう「相当」の関係とは、一方当事者が提出を求める物件（個別の物件又は物件のカテゴリー）が当事者の主張といかに関連しているかについての説得性や論理性を意味する。

(5) 開示命令の対象

早期開示命令の対象は主として「文書」であるが、文書以外の物件を排除する理由はない（法151条1項3号・4号参照）。

そして、本改正提案に基づいて収集される物件の中には、当該事件の背景や全体像を知る等のためには必要であっても、要証事実を立証するための証拠として訴訟に提出する必要があるとはいえないものも含まれる。

なお、令和4年改正民事訴訟法231条の2の施行後は、同条に定める電磁的記録も含むものとするのが相当である。

(6) 物件の特定について

前述のとおり早期開示命令の申立ては、物件の個別的な特定を要件としていないが、カテゴリーによる特定やその他の概括的な特定がなければ相手方としても開示できない事態も生じ得る。

したがって、申立てに当たっては、申立人は、相手方において、対象物件又はそれを含むグループを、他の物件又は他の物件グループから区別できるような事項を示すことを民事訴訟規則などに定める必要がある。

(7) 物件の提出先

本改正提案は、当事者が訴訟の早期の段階で一定の包括性をもって物件の収集を行うことを実現するための制度であるため、本改正提案に基づいて収集される物件の中には、前述のとおり当該事件の背景や全体像を知る等のためには必要であっても、要件事実を立証するための証拠として訴訟に提出する必要があるとはいえないものが含まれる可能性がある。

したがって、物件の提出先は、法220条以下の文書提出命令制度のように裁判所に対してではなく、申立人である当事者に対して行うこととしている(第1の1(2))。

なお、第三者の物件について相手方当事者が対象物件の内容を確認したい場合には、協議の際に相手方当事者も提出先に加える合意をしたり、相手方当事者からも同じ内容の開示命令の申立てをすることが想定される。

(8) 裁判所の裁量権(第1の1(2))

本改正提案による開示命令制度は、法220条以下の文書提出命令制度と比較して、対象が広範であり、かつ、要件が緩やかであるので、発令について裁判所の裁量権を認めることが望ましい。

そこで、裁量権を明示する趣旨で、「命ずることができる」としている。この裁量権により、裁判所は、当事者が主張する物件と事件との関連性が相当程度の説得性や合理性を有していない場合には、申立てを却下することができる。物件の所持者にバランスを欠いた過度の負担を科すこととなるような開示要求は、この裁量権によりコントロールされることになる。

(9) 協議命令(第1の1(3))

本改正提案による早期開示命令制度は、対象となる物件の範囲が広範であること、要件が緩やかであること、発令について裁判所の裁量権が認められることなどから、裁判所は、発令に先立って、当事者間の協議によって物件

開示の内容を自治的に定めることを命ずることができるものとしている。

特に、当該申立てに係る物件の範囲、物件の探索に要する実費を基本とする合理的な費用負担、秘密保護のための措置等については、当事者間の協議によって自治的かつ柔軟に定めることが実務的な観点からも望ましい。例えば、相手方が企業秘密に基づく開示拒絶を主張した場合、どのような秘密保護契約を結べば企業秘密を侵害しない形で開示をすることが可能なのかを、具体的に話し合って解決を図ることが可能になる。

その場合、開示義務を肯定するか、また、秘密保護の措置を講ずるか講じないかのオール・オア・ナッシングではなく、秘密保護の中身を代理人弁護士に限り開示を認める（アトニーズ・アイズ・オンリー）などのよりきめ細やかな合意を検討することなどが考えられる。

裁判所は、早期開示命令申立ての相手方が第三者である場合には、この協議に当該第三者の参加を求めることができるものとしている。

当事者間（申立ての相手方が第三者である場合には第三者も含む）で協議が円滑に進まない場合もあり得ることから、裁判所は必要と認めるときは、本項の協議を主宰するものとしている。

この場合の協議は弁論準備手続期日で行なわれることが想定される。

(10) 提出期間の定め(第1の1(4))

本改正提案による開示命令制度の目的・趣旨は、事案解明や真実発見にとどまらず、審理の迅速化も含んでいるので、裁判所は開示のための期間を定めることができるものとしている。

(11) 早期開示命令違反に対する制裁(第1の1(5))

相手方当事者又は第三者が第1の1(2)の開示命令に従わなかった場合には、開示命令を申し立てた当事者の申立てにより、裁判所は、決定で過料に処することができる。この過料の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

開示命令に実効性を持たせるためには、命令違反に対する制裁が不可欠と考えられる。

制裁の内容については、①弁論の全趣旨(法274条)で相手方に不利に判断されることに委ねる、②真実擬制(法208条・224条参照)、③過料(法225条参照)という3つの考え方がある。

このうち弁論の全趣旨に委ねることについては、その評価について意見が分かれており、制裁として機能するかについて疑問とする意見も少なくない。また、真実擬制については、本改正提案が訴訟の早期の段階に申立てがなさ

れることが想定されていることから、擬制される対象が明らかでなく、実際に真実擬制が適用される場面が想定しがたい。これに対して、過料についてはすでに日弁連試案において、当事者照会に関し裁判所による回答等命令違反及び不当な回答等拒絶の場合に過料による制裁を提言しているところでありそれとも平仄を合わせ過料の制裁を設けることとしている。

(12) 命令に対する不服申立て

本改正提案は、発令について裁判所の裁量を認める仕組みである。したがって、裁判所は、当事者の申立てが早期開示命令の発令要件を満たしている場合であっても、その裁量によって申立てを却下することが可能である。そのため、本改正提案と開示命令の申立ての却下の判断に対する抗告による不服申立てとは理論的に整合するとは言い難い。

この点、不服申立てを認め、抗告審における原審の事後審査でなく、覆審的な再度の審理判断と位置付けることも考えられるが、その場合、本案の審理を担当していない抗告審が覆審的な機能を果たし得るかについて疑問がある。

また、この制度は訴訟の早期の段階で使われることが想定されるどころ、不服申立てを認めると、かえって訴訟の序盤で争点整理が停止することになりかねないし、裁判所も早期開示命令の発令を躊躇することも懸念される。

以上から、開示命令に対して特別な不服申立制度は設けていない（ただし、過料の決定に対しては即時抗告ができる（第1の1(5)））。

(13) 濫用的申立てについての手当て

法制度では、第一次的には裁判所の主宰する当事者間の協議の場において濫用的な開示命令の申立てを排除することを想定しており、さらに、濫用的な申立てについては裁判所の裁量により申立てを認めないことにより手当てすることとしている。ほかに実効的な濫用防止の手当てが必要かどうかについては更に検討する。

(14) 関連する改正（第1の2前段）

本改正提案は行政事件についても適用される。この点、行政事件訴訟法は、同法7条において「行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。」とされ、同法23条の2において釈明処分の特則を定めている。したがって、同法1条を勘案の上、行政事件訴訟にも本改正提案が適用されるものであることについて疑義が生じないよう、必要な措置を講ずるものとする。

なお、文書提出命令に関する法220条3号（利益文書及び法律関係文書）、

同条4号ニ（自己利用文書）・ホ（刑事関係文書）については、既に日弁連試案において削除の提案をしているところであるが、本改正提案においても削除することを前提としている。

(15) 人事訴訟及び家事事件への適用（第1の2後段）

本改正提案が民事訴訟法に規定された場合には、人事訴訟及び家事事件に適用されるが、人事訴訟事件及び家事事件特有の問題についての検討が必要であるため、人事訴訟及び家事事件への適用については、引き続き検討を行う。

以上

慰謝料額算定の適正化を求める立法提言

2022年（令和4年）9月16日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

民法第710条（財産以外の損害の賠償）を同条第1項に改め、同条に、第2項として「前項の損害賠償の額を定める場合には、裁判所は、侵害行為の態様、故意又は重大な過失の有無、侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、当事者の関係その他一切の事情を考慮する」との条項を新設することを提言する。

第2 提言の理由

1 我が国における慰謝料額算定の問題点

(1) はじめに一損害賠償額、特に慰謝料額の認定が十分でないこと

① 市民の権利を保障し、利用しやすく頼りがいのある公正な民事司法を実現する観点から、損害賠償責任が認められる事案における損害賠償額を適正な水準とすることは重要な課題である。2001年（平成13年）6月12日に発表された司法制度改革審議会意見書においても、「損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる」として、適正な損害賠償額の認定が可能となるような制度の検討を行うことが提言されている（同意見書33頁～34頁）。

② 当連合会も2011年（平成23年）5月27日の第62回定期総会で採択した「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」において、填補賠償を超えた損害賠償制度、違法行為抑止や違法利益はく奪を目的とする損害賠償制度を含め、事案に即した現在よりも高額な賠償の認定を可能とする損害賠償制度の改善改革の検討を提言している。この課題は、その後策定された当連合会の民事司法改革グランドデザイン（最新の改定は2022年（令和4年）2月18日）においても「損害賠償制度の改革の検討」として盛り込まれ、また、2011年（平成23年）11月11日の第17回弁護士業務改革シンポジウム、2014年（平成26年）9月20日の第26回司法シンポジウム等でもテーマとして取り上げられている。

- ③ さらに、民事司法制度の利用者を含め各界の有識者を集めて民事司法の改革の必要性と課題を議論した民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書（2013年（平成25年）10月30日）においても、主に慰謝料の請求がなされる名誉棄損、セクシュアルハラスメントの場合などを例に挙げ、被った損害が十分に填補されていない現状にあるとの認識が示されている（18頁～）。
- ④ 政府の動向としても、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2019」において、「民事司法制度改革を政府全体として進める」旨が掲げられ、民事司法制度改革を、司法制度改革推進法の理念に則って推進することが、政府方針として決定されている。

(2) 当事者代理人のアンケート結果等

我が国の損害賠償において認定される損害額、特に慰謝料額について、被害者の被害感情の十分な慰謝の水準にほど遠い場合があるとの評価・認識は、損害賠償請求実務を担い、依頼者である当事者に直接接している代理人弁護士を対象としたアンケート結果にも表れている。

当連合会が実施した第26回司法シンポジウム（2014年（平成26年）開催）で実施した民事裁判・家庭裁判所に関するアンケート調査の結果によれば、物的損害や逸失利益の認容額につき、想定していた金額と比較して「ちょうど良い」と回答した会員が最も多かった（物的損害で597名（53.6%）、逸失利益で470名（42.2%））。これに対し、精神的損害については「想定より低い」と回答した者が最も多く、532名（47.8%）に及んでおり、「ちょうど良い」と回答したのは307名（27.6%）に過ぎなかった。

このように、我が国では、精神的損害額が認定される多くの分野において、その水準が低い傾向にあることは、弁護士の多くが実務経験を通じて感じていることが裏付けられる。以上のような実態があることから、裁判をしても認められる損害賠償金額が低額であることを理由に提訴を断念している者も少なからず存在し、そのような者の権利が実現されていないことも、多くの弁護士が経験しているところである。特に、セクハラ・パワハラ等のハラスメント被害、DV・ストーカー被害、性暴力被害、いじめ・虐待、ペットに対する被害等において慰謝料額が不十分であることは、代理人弁護士のほとんどが共有している認識と考えられる。

(3) 小活

以上のような事情に鑑みれば、慰謝料額の算定については、現行損害賠償制度の改革や運用の見直しを具体的に検討して、その適正化を図るのが相当である。

2 具体的な提言の内容

このような慰謝料額の算定が被害者の救済にとって不十分であるという点を是正するため、慰謝料額算定に当たっての考慮すべき事由を法文上で例示的に列挙し、裁判所の裁量により適正な慰謝料額を算定し得るような措置を講じることを提案する。

具体的な制度設計としては、民法の改正による対応として、民法第710条（他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条（第709条）の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。）の次項（第2項）として、「前項の損害賠償の額を定める場合には、裁判所は、侵害行為の態様、故意又は重大な過失の有無、侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、当事者の関係その他一切の事情を考慮する」等の規定を新たに設ける方策などが考えられる。なお、上記の条項案の考慮事由はあくまで例示であり、被害者の苦痛の程度や当該行為に対する社会的評価など、慰謝料額の算定に当たり他に考慮すべき事由があればそれについても追加して条文化するのが相当である。

3 提言の理由

上記の条項案は、現行の裁判実務において、慰謝料額の算定に当たっては諸般の事情を参酌等すべきとしていることを踏まえて、既に裁判例で認められている主要な考慮事項を明文化したものである。我が国の判例の考え方によれば、慰謝料額は諸般の事情を考慮して裁判官が裁量により算定し、裁判官は算定の根拠を明らかにする必要はないとされてきた（最高裁判所昭和47年6月22日判決【判例時報673号41頁】等）。また、慰謝料額の算定に当たって裁判所が斟酌すべき諸般の事情については何らの制限がなく、判例上も多岐にわたっているが、本条項案は、それらの中から特に重要と思われる事由を取り上げたものである。

具体的には、「侵害行為の態様」は違法性判断の中核的な要素であること、「故意又は重大な過失の有無」については軽度の過失の場合に比べて精神的苦痛を加重させる要因となり得ること、「侵害された権利又は法律上保護される利益の性質」は損害額を考える上での重要な要素であることから、考慮事由として掲げている。また、「当事者の関係」を掲げたのは、上記の弁護士対象のアンケート

ト等において、セクハラ・パワハラ等のハラスメント被害、DV・ストーカー被害、性暴力被害、いじめ、虐待、公害、暴力団による被害、消費者被害などの個別分野については、賠償額の増額・適正化が相当という意見が多かったこと、最高裁判例においても当事者双方の社会的地位が慰謝料として参酌すべき事情とされていること（最高裁判所昭和40年2月5日判決【最高裁判所民事判例集77号321頁】等）を踏まえ、当事者の人的関係性を背景とした違法行為においては特に慰謝料額の適正化の必要性が高いことを考慮したものである。

これらはいずれも、判例において考慮事由として一般的に認められているものであるが、このような事由をあえて明文化する意味は、慰謝料額の算定に当たり特に重要な事由を明記することにより、慰謝料額が低額に止まるとの指摘がある分野において、裁判所が適正な金額を算定することをより意識的に行うことを促す意図によるものである。このような規定を設けることで、慰謝料額算定のための主張・立証の対象が明確となり、それに向けた当事者の訴訟活動が活性化するとともに、裁判官もこれまでの損害額の相場観にとらわれることなく、慰謝料額が低額であるとの指摘がある分野について、社会的にどのくらいの金額が適正かをより具体的に検討することにつながり、裁判を通じて慰謝料額の適正化が図られることが期待できる。

本提言のような、裁判所が金額を算定するための考慮事由を条文に盛り込んでいる例としては、特別寄与料の算定（民法第1050条第3項）の規定があり、裁判所が損害賠償額を定める場合の考慮事由を規定している例としては、過失相殺（民法第418条・第722条第2項）の規定がある。

4 本提言において検討した問題点や課題

(1) 判例で認められている事項を条文化することの有効性について

以上のような提言に対しては、裁判実務で現実に考慮されてきた事由をあえて条文に明記することの意味、有効性について疑問を挟む向きもありうるが、条文上、現行規定のように慰謝料額算定の基準が何ら定められていないよりは、主な考慮事由が明記されている方が裁判規範としてはより相当といえることができる。前述した民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書（2013年（平成25年）10月30日）においても「裁判所の慰謝料額の算定額が、被害者の精神的損害を慰謝するのに十分であり、かつ、ある程度予測可能性が認められるように」するためには「算定について考慮すべき事由を・・・法律の条文上に例示的に列挙すること」が有効と考えられる（同報告書19項）、としている。そして、法案成立に至る審議等を通じて現行の慰

謝料額の算定の在り方を見直しその適正化を図るためという法改正の趣旨が裁判官や弁護士らの法曹実務家に共有されることにより、法改正が実現されれば、慰謝料額が不十分な分野に関して改正の趣旨を踏まえて算定実務の見直しが期待できる。

(2) 自由心証主義との関係について

本提言は、あくまで慰謝料算定に当たり考慮すべき事由を例示的に列挙するものであり、「その他一切の事情を考慮する」と表記していることから明白なように、裁判所の損害額認定に縛りをかけるものではない。このように、本提言は、裁判官が自由な裁量により損害額を定めることを前提としている。

(3) 実体法の改正以外の方策について

慰謝料額算定の適正化が、提言する民法改正以外の相当な方策でも実現できるのであればそれについても検討がなされるべきである。

先の司法制度改革審議会意見書でも「過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる」とされたことは前述したとおりであるが、同意見書では新民事訴訟法において、損害額を立証することが極めて困難であるときには、裁判所の裁量により相当な損害額を認定することができるとして（民事訴訟法第248条の新設）、当事者の立証負担の軽減を図ったところである」とも指摘されたが（同意見書33頁）、民事訴訟法第248条の「損害額の認定」に関連して裁判所が財産以外の損害額（精神的損害額）を認定するに当たり、提言の趣旨記載のような事由を考慮して、その裁量により適正と判断する金額を定めるという内容の規定を新設するなど、民事訴訟法の改正による方策も検討の余地があるものと考えられる。

今後、法制度の検討が進み、法制定の検討過程において、慰謝料額算定の適正化のための法制度として、民事訴訟法の改正による方法や特別法の制定などの別の案が示された場合でも、本提言の趣旨に沿うものであれば、その当否の検討をするに当たっては柔軟な態度をとるべきと考える。

5 むすび

慰謝料額算定の適正化が民事司法分野の重要な課題として意識されてから長い年月が経過している。慰謝料額算定の適正化は、民事司法改革のテーマのひとつとして検討課題とされ、当連合会も繰り返しシンポジウムや意見表明などを行ってきたが、昨今の情勢から実現の機運がうかがえることは前述のとおりである。当連合会は、その時機を失することなく損害賠償実務の発展を促すべく本提言を行うものであり、提言の目的実現に向け取組を進める所存である。

違法収益移転制度の創設を求める立法提言

2022年（令和4年）9月16日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

被害救済の充実・違法行為の抑止を目的とし、裁判所が、以下のように、加害者が違法行為で得た収益の金額を考慮して損害賠償額を定めることができるものとする違法収益移転制度（以下「本制度」という。）を立法化することを提言する。

- 1 裁判所は、加害者が違法行為で収益を得ている場合には、その収益の全額又は一部を含めて損害賠償額を定めることができる。
- 2 裁判所による損害賠償額の認定は、被害者（原告）の損害立証の負担を軽減するために、以下のような過程を経るものとする。
 - (1) 原告は、権利侵害を証明し予想される収益額を主張し疎明すれば、収益の存在及びその金額が推定される。
 - (2) 被告がこれを争う場合には、被告が具体的な証拠資料に基づいて収益が存在しないこと又はそれより少ない収益額であることを反証しなければならない。
 - (3) 裁判所は双方の主張・立証の内容を踏まえて損害賠償額を定める。

第2 提言の理由

1 はじめに

本提言は、我が国の損害賠償制度が、被害者が受けた損害に比べて裁判所が賠償を命じる額が低額にとどまり適正な被害の回復が実現されておらず、違法行為の抑止の機能も十分に果たせていないという指摘があることを踏まえ、被害救済の充実・違法行為の抑止を目的とした本制度の導入を求めるものである。

2 本提言に至る経緯と新たな損害賠償制度の必要性

本提言を行うまでの損害賠償制度の改革に向けた近時の当連合会内外の動きは、別紙「本提言に至る経緯」のとおりである。

別紙からもうかがえるように、我が国の損害賠償制度が、被害者が受けた損害に比べて裁判所が賠償を命じる額が低額にとどまり適正な被害の回復が実現されておらず、違法行為の抑止の機能も十分に果たせていないという問題点は、多方面から指摘されるに至っている。特に違法行為により得られた収益がその行為者の手元に残るような場合には、違法行為の抑止機能はその実効性を十分

に果たせないものになってしまう。

このような状況を踏まえ、損害賠償制度をより実効性のあるものとするために、当連合会は、裁判所が、加害者が違法行為で得た収益の金額を考慮して、これまでの民事裁判実務において填補賠償として認められてきた金額(以下「実損額」という。)を超える損害賠償額を定めることができるとする本制度の導入を求める提言をとりまとめた。本制度の具体的な内容は、以下のとおりである。

3 具体的な制度設計

(1) 制度の対象となる事案

本制度は、不法行為のうち、加害者が違法な行為により収益を得ている事案について、その損害賠償額の算定に当たり違法に取得した収益の額を考慮できるとするものである。加害者に経済的な収益が生じていないものについては、その悪質性の程度等にかかわらず本制度の適用はない。その意味で、本制度は加害者に対する懲罰を目的としたものではない。

(2) 移転する収益の範囲

加害者の得た収益を勘案して被害者への損害賠償額を認定しようとする考え方は、近時、我が国の損害賠償制度の実効性を高める方策として、民法学者の間でも唱えられている。本提言は、違法収益移転法理を提唱する民法学者の見解を参考にして、加害者が違法な行為により得た収益の額を考慮し、裁判官が裁量により損害賠償額を定めることができるというものである。具体的な例としては、加害者が被害者の所有する不動産を不法に占有しそれを賃貸して収益を得た場合や、加害者が被害者の名誉を毀損する内容を含む記事を掲載した書籍を販売して収益を得た場合には、被害者への損害賠償の金額を算定するに当たり、加害者が得た収益の額を考慮し金額を定めるというような事案をあげることができる。このような場合、加害者が取得した収益の全てが当然に被害者に損害賠償金として支払われるというのではなく、その範囲内で裁判官が諸事情を考慮し裁量により適正と考えられる金額を定めることになる。

加害者に収益が生じている事案の中には、どこまでが当該違法行為による収益かの判断は難しいものもあるが、厳密な認定が難しい場合でも、不正な収益額を考慮に入れ裁判官の裁量で損害を決めることが可能である。特に人格的利益を侵害し収益を得ているケースの場合、損害の立証や金銭評価が難しいが、裁判所の裁量とすることにより、被害者の立証負担が軽減され、被害者に過大な救済となるような事態を避けることができる。

また、上記の例であげた名誉毀損など、加害者側の表現の自由などの価値

も考える必要があるケースでは、そのような他の価値とのバランスも考慮して本制度の適用や賠償の範囲を考えることも可能である。

(3) 原告の立証の困難性の緩和

被害者(原告)は、加害者(被告)が具体的にどのくらいの収益をあげたのかまでは分からない場合が多いので、以下のような制度として、原告の立証の負担を軽減する。

- ① 原告は、権利侵害と予想される収益額を主張し疎明すれば、収益の存在及びその金額が推定されるものとする。
- ② 被告がこれを争う場合には、被告が具体的な証拠資料に基づいて収益が存在しないこと又はより少ない収益額であることを反証しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は双方の主張・立証の内容を踏まえて損害賠償額を定める。

このような仕組みとすることにより原告の立証負担を軽減することが可能となる。

(4) 具体的な条項案

民法第709条の次に第709条の2を設け、「裁判所は、加害者が違法行為で収益を得ている場合には、その収益の全額又は一部を含めて損害賠償額を定めることができる」等の規定を置くことが考えられる(裁判所が、諸事情を考慮して損害の額を定めるという規定は、民法第418条(過失相殺)などにも見られる。)

このような条項は、オランダ民法典にも見られるとともに(同法典6編第104条に「他人に対して、不法行為または契約違反によって責任を負う者が、その行為または違反によって利益を取得した場合、裁判官は、被害者の求めに応じて、その利益の全部または一部の損害を評価することができる」とする規定が置かれている(民商法雑誌1997年116-4・5-54、569頁))、ドイツにおいても特許分野に限ってはいるものの同旨の規定が設けられており(2008年改正のドイツ特許法第139条「故意又は過失により当該(侵害)行為をする者は、被侵害者に対して、その行為から生じた損害を賠償する義務を負う。損害賠償を査定するときは、侵害者が権利を侵害することによって得た利益も考慮することができる」)、我が国において導入すべき違法収益移転制度の条項を考える上でも参考にすることができる。

なお、今後、法制度の検討が進み、法制定の検討過程において、違法収益移転の法制度として、民事訴訟法の改正による方法や特別法の制定などの別

の案が示された場合でも、本提言の趣旨に沿うものであれば、その当否の検討をするに当たっては柔軟な態度をとるべきと考える。

4 本提言に当たり検討した問題点（現行の損害賠償制度の趣旨との整合性）

被害救済の充実・違法行為の抑止を目的として、違法行為により得られた収益を被害者に帰属させることにより、実損額以上の賠償を認めることは、以下のとおり、現行損害賠償制度における填補賠償の法理を一步進めるものとして肯定されるべきである。

(1) 侵害行為の抑止について

損害賠償制度は、被害者の救済（損害の填補・回復）を主たる目的とするものであるが、それとともに将来の侵害行為の抑止の機能も有するものとされている。このような損害賠償制度の機能に照らせば、被害回復や救済とともに侵害行為の抑止を目的として賠償金額を決定しその支払を命ずる制度は、現行損害賠償制度の趣旨に適合するものといえることができる。また、近時は違法行為の抑止を制度の目的のひとつに高める議論が有力となっており（窪田充見編集『新注釈民法(15)』（有斐閣、2017年）263頁）、実損額の賠償だけを認めていたのでは、侵害行為の抑止にならないような場合に行行為者に違法な収益の移転や被害の実損額を超える賠償を命じることは、現行の損害賠償法体系と相反するものではなく許容されるべきと考えられる。

違法行為により得られた収益を被害者に帰属させることの正当性については、違法行為者が得た利益の全部又は一部は本来被害者が取得するだけの権利性を有していたという見方も可能であり、違法行為の抑止という公益に適った被害者の行為（損害賠償請求）に対しては相応の経済的利益が認められるべきという社会政策的観点からも是認できるものと考えられる。

(2) 懲罰的賠償との関係について

裁判所が実損額以上の賠償を命じ得ることについては、懲罰的賠償を命じた米国裁判所の判決の承認・執行を、民事訴訟法第118条第3号の日本の公序に反するとして拒否した最高裁判所平成9年7月11日判決（民集51巻6号2573頁）との関係が問題となり得る。

同最高裁判決は、不法行為の当事者間において、被害者が加害者から実際に生じた損害の賠償に加えて制裁及び一般的予防を目的とする賠償金の支払を受けることは我が国の不法行為損害賠償制度の基本原則と相容れないと判示しており、填補賠償を超える賠償を認めることには否定的であることがうかがえる。しかし、同最高裁判例は、懲罰的賠償制度が我が国の「現行」の

法体系と相容れないと述べているだけで、新たな立法により上記のような制度を設けることを否定する判断を示しているわけではないと考えられる。したがって、上の判例のような見解があるとしても、新たな法制度として、違法収益移転制度を創設する妨げにはならない。

また、前述のとおり、本提言は、加害者に対する懲罰を目的とするものではなく、被害救済と違法行為の抑止という現行法制度の趣旨に沿うものとして提案しており、賠償の範囲も「違法な収益」という基準によって画されている。

(3) 現行制度との関係について

本提言は、不法行為のうち、加害者が収益を得ている事案について、その損害の算定に当たり不正に取得した収益の額を考慮できるとするものであり、損害賠償分野全般の損害算定に影響が及ぶものではない。また、現行の損害賠償制度の機能として是認され、その目的であるとの解釈論も有力になっている侵害行為の抑止を損害賠償額の算定において考慮するものであり、損害賠償制度理念を根本から変容させるようなものではない。

5 むすび

これまで述べたように、本提言は、損害賠償制度の充実・適正化を図るという観点から、その第一歩として、裁判所が、加害者が違法行為で得た収益の金額を考慮して賠償額を定めることができるとする制度を提案するものである。

本提言に掲げたほかにも、別紙記載のとおり不正に得た収益を移転させる制度は、知的財産分野や競争法分野などの分野では検討が進められた経緯がある。このような分野以外にも、現行の賠償水準だけでは被害救済が不十分で違法行為の抑止的な効果が得られにくいとの指摘のある分野は少なくない。本提言の制度の導入を契機として更なる損害賠償制度の適正化を目指すものである。

本提言に至る経緯

本提言を行うまでに、損害賠償制度の改革に向けた近時の当連合会内外の動きは、以下のとおりである。

1 司法制度改革審議会の意見

2001年（平成13年）6月12日に発表された司法制度改革審議会意見書においては、利用しやすく頼りがいのある公正な民事司法の実現が課題として掲げられているが、その中で「損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる。」として、適正な損害賠償額の認定が可能となるような制度の検討を行うことが提言された（同意見書33～34頁）。

2 当連合会における動き

当連合会も、2011年（平成23年）5月27日の第62回定期総会で採択した「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」において、事案に応じて現在よりも高額な賠償が可能となる填補賠償を超えた損害賠償制度、違法行為抑止や違法収益はく奪を目的とする損害賠償制度の検討を提言している。この検討課題は、民事司法改革グランドデザイン（2022年（令和4年）2月18日改訂）においても「違法行為の抑止も視野に入れた損害賠償制度の検討」として盛り込まれている。また、2011年（平成23年）11月11日の第17回弁護士業務改革シンポジウム（第11分科会「民事裁判の活性化」～財産開示の行方／損害賠償の充実へ～）、2014年（平成26年）9月20日の第26回司法シンポジウム（「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは―民事裁判と家庭裁判所の現場から―」）でもテーマとして取り上げられた。

最近では、2019年（平成31年）3月23日に開催された民事司法改革シンポジウム「民事司法改革の新たな潮流～実務をどう変えるべきか～」においてパネリストから損害賠償制度の見直しが提言されている。また、同8月2日に開催された消費者問題シンポジウム「事業者の違法な収益を被害者のもとに～日本での違法収益吐き出し法制の実現に向けて～」においては、我が国で導入可能な違法収益吐き出し制度がテーマとして議論され、2021年（令和3年）8月19日付け「詐欺的商法の一つであるポンジ・スキーム事案について

の行政による被害回復制度の導入を求める意見書」においても、事業者が財産上の利益を供与することをもって顧客を誘引し、顧客が金銭等を拠出する取引であってポンジ・スキームとなるような被害発生のおそれが高い取引を対象として、国は、違法収益吐出型の消費者の被害回復を図る制度（内閣総理大臣が、対象取引を行った事業者に対し、裁判所の許可を得て、相当な額の賦課金を納付することを命じ、納付された金銭を被害者に分配する方法により消費者の被害回復を図る制度）の創設を求めている。

3 当連合会以外における検討状況

民事司法制度の利用者を含め各界の有識者を集めて民事司法の改革の必要性和課題を議論した「民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書」（2013年（平成25年）10月30日）においても、多くの分野において損害賠償額が低く、将来の違法行為の抑止になっていないとの認識が示されている。

最近では、2019年6月と2020年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）」においても、「民事司法制度改革を政府全体で進める」旨が掲げられ、民事司法制度改革を、司法制度改革推進法の理念に則って行うことが、政府方針として採用されている。

また、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議においても、2020（令和2年）3月10日付け「民事司法制度改革の推進について」と題する報告書の中に「損害賠償の見直しについて」として、知的財産に関する紛争における「利益吐き出し請求権」が検討課題として取り上げられている。さらに、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会における同年7月10日付け「AI・IoT技術時代にふさわしい特許制度のあり方－中間取りまとめ－」においても、特許権を侵害された被害者の金銭的救済の充実方策として、「侵害者利益吐き出し型賠償制度」が検討課題として提示されている。